

法務省大臣官房会計課事務分掌規程

平成13年1月6日
法務省会第66号

改正 平成18年4月1日法務省会第793号
改正 平成19年4月1日法務省会第688号
改正 平成20年4月1日法務省会第839号
改正 平成21年4月1日法務省会第797号
改正 平成21年10月1日法務省会第1871号
改正 平成23年4月1日法務省会第834号
改正 平成24年4月1日法務省会第1027号

(課長補佐)

第1条 会計課に、課長補佐（補佐官）を置く。

2 課長補佐（補佐官）は、課長を補佐し、命を受けて、課の事務を処理する。

3 課における課長補佐（補佐官）の事務の分担は、別に課長が定める。

4 課長補佐（補佐官）のうち総括補佐官を命ぜられた者は、課の庶務に関する事務を総括する。

5 課長補佐（補佐官）のうち上席補佐官を命ぜられた者は、課の複雑困難な事務を担当する。

(法務専門職)

第2条 会計課に、法務専門職（法務専門官）を置くことができる。

2 法務専門職（法務専門官）は、命を受けて、課の専門的事務に従事する。

(予算調整官)

第3条 会計課に、予算調整官を置く。

2 予算調整官は、命を受けて、法務省の所掌に係る経費の予算の調整に関する事務に従事する。

(契約審査官)

第4条 会計課に、契約審査官を置く。

2 契約審査官は、命を受けて、法務省の所掌に係る経費の契約の審査に関する事務に従事する。

(会計監査官)

第5条 会計課監査室に、会計監査官を置く。

2 会計監査官は、命を受けて、法務省の所掌に係る会計の監査に関する事務に従事する。

(室長補佐)

第6条 監査室及び庁舎管理室に、室長補佐（補佐官）を置くことができる。

2 室長補佐（補佐官）は、室長を補佐し、命を受けて、室の事務を処理する。
（企画調査官補佐及び企画調査官付）

第7条 会計課に、企画調査官補佐及び企画調査官付を置くことができる。

2 企画調査官補佐は、企画調査官を補佐し、命を受けて、企画調査官の事務を処理する。

3 企画調査官付は、命を受けて、企画調査官の事務に従事する。
（会計課に置く係）

第8条 会計課に、監査室及び庁舎管理室に置くもののほか、次の35係を置く。

庶務係

文書係

人事係

予算総括第一係

予算総括第二係

予算総括第三係

予算総括第四係

歳入総括係

歳出決算係

歳出企画係

本省予算第一係

本省予算第二係

本省予算第三係

法務予算第一係

法務予算第二係

訟務予算係

人権擁護予算係

検察予算第一係

検察予算第二係

矯正予算第一係

矯正予算第二係

矯正予算第三係

矯正予算第四係

保護予算係

入国管理予算係

出納係

前渡資金係

計算証明係

給与係

調達第一係

調達第二係

調達第三係

物品管理第一係

物品管理第二係

運輸管理係

2 監査室に、次の3係を置く。

監査企画係

調査係

法規係

3 庁舎管理室に、次の5係を置く。

総務係

経理係

警備係

施設係

設備係

(庶務係の所掌事務)

第9条 庶務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 会計課の職員の勤務時間の管理に関する事。
- (2) 会計課の職員の福利厚生に関する事。
- (3) 会計課の職員に貸与する宿舎に関する事。
- (4) 庁内で使用する電話交換に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会計課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(文書係の所掌事務)

第10条 文書係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 会計課長の官印、会計課印その他の公印の保管に関する事。
- (2) 会計課の所掌に係る公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- (3) 会計課の所掌事務に関する広報に関する事。
- (4) 国会に関する連絡に関する事。

(人事係の所掌事務)

第11条 人事係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 会計課の機構及び定員に関する事。
- (2) 会計課の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事（庶務係の所掌に属するものを除く。）。

(予算総括第一係の所掌事務)

第12条 予算総括第一係は、法務省の所掌に係る経費の予算の総括に関する事務をつかさどる。

(予算総括第二係の所掌事務)

第13条 予算総括第二係は、法務省の所掌に係る経費の予算に関する資料の収集及び統計の作成に関する事務をつかさどる。

(予算総括第三係の所掌事務)

第14条 予算総括第三係は、法務省の所掌に係る経費の支払計画及び支払元受

高についての総括に関する事務をつかさどる。

(予算総括第四係の所掌事務)

第15条 予算総括第四係は、法務省の所掌に係る経費の予算関連法令に関する事務をつかさどる。

(歳入総括係の所掌事務)

第16条 歳入総括係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の所掌に係る収入の予算及び決算の総括に関すること。
- (2) 法務省の所掌に係る収入の会計のうち債権の管理の総括に関すること。

(歳出決算係の所掌事務)

第17条 歳出決算係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の所掌に係る経費の決算の総括に関すること。
- (2) 法務省所管の物品の管理の総括に関すること。

(歳出企画係の所掌事務)

第18条 歳出企画係は、法務省の所掌に係る経費の支出の調査及び企画に関する事務をつかさどる。

(本省予算第一係の所掌事務)

第19条 本省予算第一係は、法務省の所掌に係る経費のうち(項)法務本省共通費、(項)司法制度改革推進費、(項)日本司法支援センター運営費、(項)債権管理回収業審査監督費及び(項)法務行政情報化推進費の予算及び決算に関する事務(他の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(本省予算第二係の所掌事務)

第20条 本省予算第二係は、法務総合研究所、公安審査委員会及び公安調査庁の所掌に係る経費の予算及び決算に関する事務をつかさどる。

(本省予算第三係の所掌事務)

第21条 本省予算第三係は、法務省の所掌に係る経費のうち(項)法務本省共通費、(項)司法制度改革推進費、(項)債権管理回収業審査監督費及び(項)法務行政情報化推進費に係る経費の予算及び決算のうち庁費の類((目)各所修繕を除く。)に関する事務をつかさどる。

(法務予算第一係の所掌事務)

第22条 法務予算第一係は、法務局及び地方法務局の所掌に係る経費の予算及び決算に関する事務をつかさどる(法務予算第二係、訟務予算及び人権擁護予算係の所掌に属するものを除く。)

(法務予算第二係の所掌事務)

第23条 法務予算第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 民事局の所掌に係る経費の予算及び決算に関すること。
- (2) 法務局及び地方法務局の所掌に係る経費の予算及び決算のうち(項)法務局共通費に関すること。
- (3) 法務局及び地方法務局所管の物品の運用に関すること。

(訟務予算係の所掌事務)

第24条 訟務予算係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 訟務部門の所掌に係る経費の予算及び決算に関すること。
- (2) 法務局及び地方法務局の所掌に係る経費の予算及び決算に関する事務のうち訟務に関すること。

(人権擁護予算係の所掌事務)

第25条 人権擁護予算係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人権擁護局の所掌に係る経費の予算及び決算に関すること。
- (2) 法務局及び地方法務局の所掌に係る経費の予算及び決算に関する事務のうち人権擁護に関すること。

(検察予算第一係の所掌事務)

第26条 検察予算第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 刑事局の所掌に係る経費の予算及び決算に関すること。
- (2) 検察庁の所掌に係る経費の予算及び決算に関すること（検察予算第二係の所掌に属するものを除く。）。

(検察予算第二係の所掌事務)

第27条 検察予算第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 検察庁の所掌に係る経費の予算及び決算のうち検察費に関すること。
- (2) 検察庁所管の物品の運用に関すること。

(矯正予算第一係の所掌事務)

第28条 矯正予算第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 刑務所、少年刑務所及び拘置所の所掌に係る経費の予算及び決算に関すること（矯正予算第二係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 刑務所、少年刑務所及び拘置所所管の物品の運用に関すること。

(矯正予算第二係の所掌事務)

第29条 矯正予算第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 矯正局の所掌に係る経費の予算及び決算に関すること。
- (2) 矯正管区及び矯正研修所の所掌に係る経費の予算及び決算に関すること。
- (3) 刑事施設作業に係る経費の予算及び決算に関すること。
- (4) 矯正管区及び矯正研修所所管の物品の運用に関すること。

(矯正予算第三係の所掌事務)

第30条 矯正予算第三係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 少年院の所掌に係る経費の予算及び決算に関すること。
- (2) 少年院所管の物品の運用に関すること。

(矯正予算第四係の所掌事務)

第31条 矯正予算第四係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 少年鑑別所及び婦人補導院の所掌に係る経費の予算及び決算に関すること。
- (2) 少年鑑別所及び婦人補導院所管の物品の運用に関すること。

(保護予算係の所掌事務)

第32条 保護予算係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 保護局の所掌に係る経費の予算及び決算に関すること。

(2) 地方更生保護委員会及び保護観察所の所掌に係る経費の予算及び決算に関すること。

(3) 地方更生保護委員会及び保護観察所所管の物品の運用に関すること。

(入国管理予算係の所掌事務)

第33条 入国管理予算係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 入国管理局の所掌に係る経費の予算及び決算に関すること。

(2) 入国者収容所及び地方入国管理局の所掌に係る経費の予算及び決算に関すること。

(3) 入国者収容所及び地方入国管理局所管の物品の運用に関すること。

(出納係の所掌事務)

第34条 出納係は、法務省の所掌に係る経費及び収入の会計に関する事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 債権管理に関すること。

(2) 歳入徴収に関すること。

(3) 支出に関すること（歳出企画係の所掌に属するものを除く。）。

(4) 官庁会計システムに関する連絡調整に関すること。

(前渡資金係の所掌事務)

第35条 前渡資金係は、法務省の所掌に係る前渡資金に関する事務をつかさどる。

(計算証明係の所掌事務)

第36条 計算証明係は、法務省の所掌に係る計算証明に関する事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 官署支出官の計算証明に関すること。

(2) 前金払整理簿、概算払整理簿及び資金前渡整理簿の登記に関すること。

(3) 資金前渡官吏の作成に係る計算証明書類の内容の調査に関すること。

(給与係の所掌事務)

第37条 給与係は、本省内部部局、法務総合研究所及び公安審査委員会の職員の給与の計算に関する事務をつかさどる。

(調達第一係の所掌事務)

第38条 調達第一係は、本省内部部局、法務総合研究所及び公安審査委員会の所掌に係るもののうち、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 消耗品以外の物品（繊維品を除く。）及び雑書の契約に関すること。

(2) 機械、器具の保守及び賃貸借の契約に関すること。

(調達第二係の所掌事務)

第39条 調達第二係は、本省内部部局、法務総合研究所及び公安審査委員会の所掌に係るもののうち、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 消耗品（繊維品及び雑書を除く。）の契約に関すること。

(2) 役務及びその他の契約に関すること。

(調達第三係の所掌事務)

第40条 調達第三係は、本省内部部局、法務総合研究所及び公安審査委員会の

所掌に係る繊維品の契約に関する事務をつかさどる。

(物品管理第一係の所掌事務)

第41条 物品管理第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省所管の機械、器具及び美術品の管理に関する事
- (2) 法務省所管の備品(賃借物品を除く。)の管理に関する事
- (3) 法務省所管の消耗品のうち繊維品及び雑書の管理に関する事

(物品管理第二係の所掌事務)

第42条 物品管理第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省所管の消耗品(繊維品及び雑書を除く。)の管理に関する事
- (2) 法務省所管の備品のうち賃借物品の管理に関する事
- (3) 法務省所管の営繕材料の管理に関する事

第43条 運輸管理係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本省で使用する自動車の運行及び配車に関する事
- (2) 本省で使用する自動車の管理に関する事

(監査企画係の所掌事務)

第44条 監査企画係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法務省の所掌に係る会計の監査に関する企画及び調整に関する事
- (2) 前号に掲げるもののほか、監査室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事

(調査係の所掌事務)

第45条 調査係は、法務省の所掌に係る会計の監査に関する調査及び研究に関する事務をつかさどる。

(法規係の所掌事務)

第46条 法規係は、法務省の所掌に係る会計の監査に関する法令案等の作成に関する事務をつかさどる。

(総務係の所掌事務)

第47条 総務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 庁内の管理に係る連絡調整に関する事
- (2) 前号に掲げるもののほか、庁舎管理室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事

(経理係の所掌事務)

第48条 経理係は、庁内の管理に係る経費の予算及び会計に関する事務をつかさどる。

(警備係の所掌事務)

第49条 警備係は、庁内の警備、防災及び環境衛生に関する事務をつかさどる。

(施設係の所掌事務)

第50条 施設係は、中央合同庁舎第6号館の庁舎等の維持及び保存に関する事務をつかさどる。

(設備係の所掌事務)

第51条 設備係は、中央合同庁舎第6号館の設備の管理に関する事務をつかさ

どる。

(係主任)

第52条 課長が指定する係に，係主任を置く。

2 係主任の担当する事務は，別に課長が定める。

附 則

この規程は，平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年3月29日法務省会第793号）

この規程は，平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日法務省会第688号）

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日法務省会第839号）

この規程は，平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日法務省会第797号）

この規程は，平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月29日法務省会第1871号）

この規程は，平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日法務省会第834号）

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日法務省会第1027号）

この規程は，平成24年4月1日から施行する。